

平成二十六年十月三十一日受領
答 弁 第 三 九 号

内閣衆質一八七第三九号

平成二十六年十月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出河野談話に係る与党幹部の発言に対する自民党総裁でもある安倍晋三内閣総理大臣の見解に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出河野談話に係る与党幹部の発言に対する自民党総裁でもある安倍晋三内閣
総理大臣の見解に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの答弁書は、内閣官房において起案し、内閣官房においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。

二について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十六年十月二十一日内閣衆質一八七第二〇号）二及び三についてでお答えしたとおりである。